

●住民税の申告内容を基礎資料とするもの

- ◆課税・非課税証明書
- ◆児童手当
- ◆児童・生徒就学援助費の認定
- ◆私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園児保護者補助金
- ◆国民年金の免除
- ◆保育料の算定
- ◆公営住宅入居者の収入状況報告
- ◆国民健康保険税及び長寿（後期高齢者）医療保険料の算定
- ◆高齢者の医療費の自己負担割合の判定
- ◆介護保険料の算定                    など

※申告をしなかった場合や申告期限を過ぎて申告をした場合、手当等の支給が遅れたり証明書の発行に時間がかかるなど不都合が生じることがありますので、申告の必要があるかをよくご確認いただき必ず期限内に申告してください。